

広島県選挙管理委員会告示第二号

府中市及び神石郡神石高原町の区域において広島県議会議員補欠選挙が行われることとなったため、令和四年二月十一日から広島県議会議員補欠選挙の期日までの間、その区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができなくなるので、これを告示する。

令和四年二月十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明